

定例教育委員会

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 平成 27 年 5 月 27 日 (水) 午後 5 時 30 分から午後 7 時 40 分まで |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長 杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員
秋元富敏委員 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長
中央図書館長 文化財課長 幼稚園保育園課長 市民活動推進課長
スポーツ振興室長 |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人 |

教育委員会が決定したもの（議決事項）

磐田市社会教育委員の委嘱について

< 市民活動推進課長 >

社会教育委員については、社会教育法第 15 条の規定によりまして、教育委員会が学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から委嘱することとされています。現在の社会教育委員については、平成 27 年 5 月 31 日までの 2 年間の任期で委嘱しております。今回、改選期となっております。今回は委員名簿にある 10 名の方に委嘱をするものです。現在の社会教育委員からの変更点について御説明いたします。学府制度が全市的に進められていることから、これまでは学校教育の関係者のうち、小学校・中学校で 1 名ずつでしたが、それをあわせて 1 名といたします。また、公民館が交流センターとして変更になったことから、学識経験者の公民館長連絡会の代表者からの選出を行っておりません。以上から従来 12 名の委員を 10 名に変更いたします。今回、10 名のうち 4 名が新任となっております。なお、任期は平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの 2 年間としております。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市竜洋体育センター条例の制定について

磐田市竜洋体育センター条例施行規則の制定について

< スポーツ振興室長 >

はじめに、設置の趣旨・目的ですが、市民の体育の振興及び福祉の増進を図るためと
しています。今回、議案としました竜洋体育センターは、現在の竜洋体育センターと隣

接する老人福祉センターが老朽化したため、これらを取り壊し、その代替施設として設置するものです。ただし、老人福祉センターにある調理実習室や大集会室などは、新体育センターでは設けていません。これらを使った活動は、交流センターで行うものとし、新体育センターでは、研修室や和室などで、老人クラブなどが活動を行なうことを想定しています。

次に名称及び位置ですが、名称は、現在の施設と同じです。位置は、本日お配りしました資料の1枚目をご覧ください。現体育センターは、なぎの木会館の北側ですが、新体育センターは、なぎの木会館の南に現在、建築中です。

次に、開館時間及び休館日ですが、全て現体育センターと同じです。開館時間は、午前8時30分から午後9時30分まで、休館日は、月曜日と年末年始です。建物の構造は、鉄骨造の2階建てで、延床面積1,740平方メートルです。現体育センターは、1,307平方メートルですが、研修室や和室を除く、アリーナなどの体育施設の大きさは、現体育センターとほぼ同じです。建物敷地の道路側には、駐車場24台分を確保しています。

次に、1階平面図をご覧ください。図面左側の矢印で示しているところが入口です。建物内の左上に研修室が3部屋、その右側に8畳の和室があります。これらは、主に、老人クラブなどが、カラオケや将棋、囲碁、お茶会などに利用することを想定します。その他に、事務所、更衣室などがあり、右側部分がアリーナ（体育館）になります。緑や赤、青の線はコートを示していますが、バレーボールで2面、バスケットボールで1面がとれる大きさです。2階は、多目的スペースと研修室があります。多目的スペースは、卓球台であれば、4～5台が設置できる大きさです。

それでは、使用料について説明します。使用料は財政課で示された「使用料の見直しについての基本方針」で示された単価や計算方法に基づき算定しています。使用料の見直しは、これまで各施設の使用料算定において明確な基準がなく、旧市町村の地域間・施設間で料金や減免規定に相違があり、公平性に問題があったため行うもので、市内施設の使用料について統一的な基準を定めるために、基本方針が示されたものです。

基本方針では、市の施設を交流センターとその他施設の2つに分け、それぞれ会議室、体育館、グラウンドなど施設別に1時間当たりの使用料の単価が示されています。基本的には、示された単価に時間数をかけて、各施設の使用料を算定することになりますが、既存施設の場合では、算定した使用料を現行の使用料と比較し、1.5倍以上の差が生じる場合は、激変緩和措置として、改定後の使用料は、現行の1.5倍を上限とすると規定されています。竜洋体育センターは、新築の施設ですが、財政課と協議の結果、既存施設の建替えと判断し、この激変緩和措置を適用しています。例えば、アリーナ全面の午前8時30分から正午までの使用料は、現体育センターでは540円ですが、740円になります。計算途中の端数処理の関係で1.5倍でなく、1.37倍になりますが、200円の値上げとなります。なお、激変緩和措置を適用しなかった場合の使用料は、3,240円になります。また、研修室などは、現体育センターにない部屋であることから、基本方針に基づく単価で使用料の算定をしています。照明設備使用料は、基本方針に基づき使用料を

算定しています。また、附帯設備使用料は、現行の使用料と同じ金額です。使用料の減額又は免除については、表のとおりです。市又は市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して使用するとき、市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育のために職員の引率のもとに使用するとき、施設使用料、照明設備使用料、附帯設備使用料の全ての使用料が免除です。上記以外で市長が特に必要があると認めるときは、施設使用料を減免します。具体的には、自治会や子供会、磐田地区教育研究会などが使用する場合は100%減免、市体育協会や協会加盟団体、市スポーツ少年団などが使用する場合は50%減免など、他の社会体育施設と同じ減免の率とします。また、老人会が研修室などを使用する場合は、100%減免とします。ただし、減免の場合は、照明設備使用料や附帯体育設備使用料は、受益者負担の原則により徴収します。

施行期日ですが、施設の供用開始の日である平成27年10月1日としています。なお、建物は、8月末に完成し、9月中旬に竣工式を開催する予定です。

< 質疑・意見 >

以前、勤労者体育館で竜洋中学校のバスケットボール部が部活動の練習をしておりましてけれども、このようなケースの場合、使用料は減免になるのでしょうか。

市内の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の児童・生徒が職員の引率の下に使用するときには該当しますので、免除になります。

竜洋幼稚園のリトミックの授業を行うときも減免ということですね。

減免になります。

新たな竜洋体育センターの場所はこれまでイベントがあると駐車場として使用していた訳ですけれども、竜洋体育センターができることによって駐車場として不足する部分は解体する老人福祉センターの更地を利用することで対応するという理解でよろしいでしょうか。

御指摘のとおり、現老人福祉センターと現竜洋体育センターは段階的に取り壊しをする予定であり、年度内にはすべて解体しますので、このエリアを駐車場として利用していただくこととなります。

使用料については激変緩和措置が採られるということですが、その措置の方法として具体的にどのような計画で戻していく予定でしょうか。

11月議会において社会体育施設全般の使用料見直しを議案として提案する予定です。今のところ、激変緩和措置といいながら、具体的に使用料の値上げする時期は決まっておりません。

激変緩和措置をどのようにしていくか大枠となる計画を示した方がよいと思います。が、いかがでしょうか。

今後の計画については財政課と協議してまいりたいと考えております。激変緩和措置を適用した使用料の設定は今回の施設が初めてです。激変緩和措置をいつまで適用していくのかは検討中ですので、決定次第、早い時期に報告したいと考えています。

補足をさせていただきます。今年度から交流センター、学校体育施設が新しい使用料の基準で規定されております。それも同じように激変緩和措置が採られております。財政課の方針としては、金額を全市的に見直しするところで、大きく上がったり下がったりするところがありますので、様子を見ていきたいという部分があるのですが、概ね3年から5年を目途に見直しを考えていきたいということで説明をしております。今年度、新しく料金体系できておりますのでその状況を鑑みること、また、今年度中に社会体育施設について見直すこととなっておりますので、すべての改定が行われた後の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

はじめであるがゆえに、一事が万事で、きちっと押さえておいたほうがよいのではないかと思います。

新アリーナのレイアウトの件についてですが、バレーボールコートが2面上下にできるような図になっていると思います。バドミントンコート・インディアカコートが3面上下に並んでいるのですけれども、これを90度ひっくり返すと、バドミントン・インディアカコートがバレーコート上に各3面の計6面取れると思いますが、そういった御検討はされたのでしょうか。

図面を見ていただきますと全長は31mあります。大きな柱があるものですから、それを除くと30mぐらいが上下にとれる大きさになります。バドミントン・インディアカのコートは縦の長い方が13.4mであり2倍としますと約27m必要になります。そうしますと3m程度しか余りがないものですから、壁との差、両方のコートの差を入れ、安全面・物理的な観点から困難であると判断したものです。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

平成 26 年度磐田市教育委員会の点検及び評価について

< 教育総務課長 >

教育委員会の自己点検・評価につきましては、平成 20 年度より事務の管理や執行状況について自己点検評価を行うこととなりまして、今回で7回目になります。本市におきましては、教育委員会活動について自己点検評価をすることにより、教育委員自らが活動を振り返り改善策を探していくということと、市民に対しての行政の説明責任を充実させ、教育行政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的に行っております。内容・方法につきましては、各自治体の裁量に委ねられていることから、本市においては大項目1教育委員会の活動と大項目2教育委員会が管理・執行する事務について自己点検評価シートにより実施しているところです。なお、教育長に委任された事務につきましては、「磐田の教育」の中で項目ごとに点検・評価を行っております。

本シートの作成においては、平成 27 年 3 月 20 日に静岡大学大学院島田桂吾講師をお招きして開催しました「自己点検・評価会」での評価に基づきまして、その意見を踏ま

えて作成をしたものでございます。評価の指標につきましては、達成度によるA・B・C・Dの4段階評価によるもので、7つの小項目のうちA評価が3項目でした。なお、平成25年度は4項目でした。B評価が4項目でした。なお、平成25年度は3項目でした。点検・評価項目では、継続的に行っているものは「 」印、平成26年度新規項目は「 」印で表記をしております。なお、大項目2につきましては、達成度を測るものではないことから、評価を行わず実施内容に関する点検を行っております。大項目1「教育委員会の活動」、中項目1「教育委員会の会議の運営改善」についてですが、道しるべの啓発に関する協議及び新教育委員会制度への円滑な移行に向けての制度説明を行った旨を記載しております。次の中項目2「教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信」については、市民への情報発信として有効であるホームページについて事務局に対しよりわかりやすく新しい情報への更新を求めました。これを受け、本市の特徴である教育施策のスライドをトップページに設けて効果的なPRを図ることができました。また、本年度の傍聴者は4名でした。主体的に傍聴したい方を自然に増やすというアプローチを進めていくこととし、ホームページだけでなく、他の媒体も利用し、教育委員会の活動への理解を広げることも考えていきたい旨記載をしております。次が中項目3「教育委員会と事務局」との関係です。補助執行している部門との連携を密にし、今後、総合教育会議で協議題とするなど、新制度の趣旨である首長と教育委員会との連携・強化を図っていくことが必要である旨を記載しました。中項目4「教育委員会と市長部局の連携」では教育委員と市長の意見交換会への実施については委員と市長との懇談を実施し、教育行政の全般にわたる意見交換ができたこと、今後は新制度における総合教育会議の場を教育施策の方向性に関し、市長と共有化し、一層の連携を図る場として位置づけていきたい旨記載をしております。次の中項目5「教育委員の研修活動」では、教育論議・協議を行うために教育委員の学習機会の確保など研修の充実を図ることは意義あることとし、コミュニティ・スクールの先進地視察をはじめ、コミュニティ・スクールフォーラム、小中一貫教育実践報告会など研修会への参加を行い、自己研鑽を図っている旨を記載しております。次の中項目6「学校、給食センター、図書館及び文化財施設訪問や幼稚園、公民館等補助執行所管施設の訪問」では、学校、幼稚園訪問は計画的に実施されている一方で、図書館、文化財施設、社会教育施設、体育施設、文化施設はいずれも委員が個別に訪問しているということから、今後活動計画に組み込むような検討をしていただくよう記載しました。

続いて、総合評価についてです。教育委員会の活動につきましては、年間、定例会・臨時会を含めて15回開催いたしました。本市の教育施策の特色であるコミュニティ・スクール、小中一貫教育について視察研修などを通じて、より知識を深めることができたということ、また、教育委員はレイマンであるが、協議題の多くにおいて専門的な判断が求められることが多いことから、研修を通して教育委員の専門性の向上を新制度の運営上の鍵となるということでもとめております。次に、教育委員会が管理・執行する事務については、定例会にも必要に応じて勉強会を実施するなど時間をかけて論議するこ

とができた。教育委員会から市長部局に補助執行している幼稚園・社会教育については関係部局との連携を密にして対応していく必要があるとしています。本年度は社会教育委員との懇談会を実施し、学校・家庭・地域の連携による地域の教育力向上をめざして、ネットワークづくりやプラットホームづくりの推進が必要である旨の提言もいただいていることから、27年度から全校に設置したコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動の充実を図り、今後、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力の向上について検討していく必要があると考えております。

次の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務につきましては、事務・事業の実施状況は定例会において各課からの報告を受け意見を述べるとともに、教育施策について目標指標をもとにした点検評価を確認し、適切な事務が行われていると判断すると評価しています。また、教育委員会の運営上の課題、次年度に向けた取り組みについては、文化・体育施設などへの訪問を教育委員会活動に位置付けて取り組み、現状を把握したうえで、教育委員会会議への意思決定や総合教育会議での協議・調整を行っていくとまとめております。

島田先生から本市の取り組みについて御意見をいただきました。教育委員会の活動及びその評価につきましては、定例会・臨時会、学校・園訪問の他、各種研修会に積極的に参加しているということ、教育委員はレイマンであるため一般的に研修会等の参加が難しいとされているが、新教育委員会制度について学習する機会を設けることや他県での研修に参加するなど大変に意欲的な活動がなされているという評価でした。新制度では新教育長の権限が強化されるものの、執行機関としての教育委員会の権限は継続することから、委員の見識を深める機会はより一層重要であり、今後もこうした研修機会を保障し、そこで学んだことを学校関係者や市民に伝える手段を検討してみると社会への還元という観点からも好ましいという御意見をいただいております。

次に、今後の改善に向けた示唆ということで、2点御意見をいただいております。一つ目は、この評価に関する目標を示した項目を設ける工夫についてです。各項目について成果や課題が記された上で教育委員評点が示されているところですが、この評点の根拠に乏しい印象を受けるとの御指摘です。当然、示された目標にすべての活動が収斂されるわけではないが、おおまかな目標が示されていれば目標の達成度という観点から見て妥当かどうかを検討することが容易となるという御意見でした。二つ目は教育委員の広報の方法に関する工夫として、ホームページだけでなく、市民の誰もが目につきやすい媒体の活用を検討してみても良いのではないかと御意見です。以上のとおり、とりまとめをさせていただいた中で、御意見をいただければと思います。なお、この自己点検評価については、例年どおり8月末に議会への報告を予定しているところです。

< 質疑・意見 >

島田先生の御意見の中で、「冒頭に大まかな目標が示されていれば、教育委員評点が目標の達成度という観点から見て第三者が妥当かどうかを検討することが容易になると考えられる。」という文言があるのですが、このことの意味は、年度の最初の頃にある程度

目標を決めておかないと、最終的に評価ができないのではないかと御意見という理解でよろしいでしょうか。

達成度で測りますので、ある程度の目標を年度当初に決定した上で、事業展開をした後に、最終的に評価をして達成したかどうかという観点の方がA・B・C・Dがつけやすいのではないかと御意見でした。ただ、話し合いの中では、そのような論議もあったと思いますし、なかなか目標設定を掲げるのが難しいという委員から御意見もいただいたと認識しておりますので、その点についてどのようにしていくか事務局で考えているところです。

今の点に関連して、中項目のところを目標に変えていくということですか。「教育委員会の会議の運営改善」という中項目がありますけれども、例えば、この中項目の文言を「教育委員会が順調に進められているかどうか」などの表現で目標として示すということでしょうか。

中項目を目標に変えていくという意味ではなくて、運営改善という内容についてどういった取り組みを本年度していくか、ということだと思います。

例えば、「何かができるようになる」という目標を具体的に示していくということでもよろしいですね。

例えば、26年度は図書館が訪問できなかったから今年度は図書館をみんなで訪問するなどそういう目標のことですね。ということは、年度の初めにある程度は目標を立てておいた方がよいと思いました。最後になって評価しても仕方がないと思います。

それは年度の初めに、具体的な施策まではいかなくても、事業方針や目標を決めておくということでしょうか。

確かに評価会の中では、具体的な部分ばかりとなり、全体的な部分が薄くなるという話もありました。委員の言われた形ですと、図書館を訪問して目標達成ということになり、評価としてそれで良いのかどうかは議論が必要な部分となります。達成度を決めるうえでは、ある程度大きな目標は決めた方がよいと思います。達成度を測るための目標ですので、個別具体的なことを羅列するのか、その点を検討させていただきたいということと、年度の途中でも目標の転換というか、変更は当然していくべきだと思いますので、現段階で考えられること、今後回を進めていくにあたって中間で評価して、またさらに目標を立てる必要があるなどの御意見も出てくると思いますので、1年間の全体を見渡した中で、目標設定を少し変えていくなども考えていきたいと思います。まずは事務局で原案を考えていきますので、再度、御意見をいただければと思います。

目標をもう少しわかりやすく設定していくということですね。例えば、(4)に教育委員会と市長部局の連携という項目はB評価です。目標の中には2種類あって質的なものと量的なものがあります。量的なものは委員がおっしゃった目標のことであり、質的なものは教育総務課長がおっしゃったような大きな目標です。質的・量的なものを整理して、目標を焦点化して検討していただければと思います。

目標はいつも新しいものでなくてはならないことはない。定常的な作業や業務の見直

しをきちっと繰り返していくことに加え、総合評価や島田先生からいただいた「御意見」や新たな「課題・問題等」を1年、あるいは2、3年かけて取り組む等の目標設定になれば良いのではないかと考えます。無理のない範囲で計画を組んでいく必要があります。

議員懇談会で教育委員会の事務点検評価を報告したときに、評点・達成度の意味合いとしてどういう観点で評価するのかという点の指摘を受けました。確かに、教育委員の皆さんが主観的に作り上げている部分があり、何も指標がない中で達成度を測っております。その点は議員の皆様にも言われたことがありますので、わかりやすく、評点を客観的に出しやすいような形で検討していきたいと考えております。

客観的なものさしがないということですね。

そのとおりです。現状では、人それぞれものさしが違いますので、その点が難しいところかと思えます。

教育委員のレイマンとは、教育委員自身がこれまで生きてきた中での総合的な経験・知識に基づいた識見であり、それを受けて専門家である教育長・事務局が実務を担うということだと思います。そのような中で、「教育委員の研修」とはどのような位置づけになるとお考えでしょうか。

確かにそのとおりです。一つのことに対して決断をするうえで全く情報がないというのは弱いと思います。教育委員は教育委員会会議の中で決断をしていきますので、バックボーンとなる知識がないと判断ができないと考えます。

教育委員の研修は、教育委員の活動の基盤となる専門的研修という位置づけだと思います。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市立学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

< 学校給食管理室長 >

磐田市立学校給食運営委員会は、磐田市学校給食条例第8条の規定に基づき、学校給食の適正かつ円滑な運営を図るために設置をしているもので、委員については15人以内とし、学識経験者、学校医及び学校薬剤師の代表者、PTAの代表者、保健所の職員、学校長及び園長の代表者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する、と規定されています。委員の任期は2年で、今回、任期満了に伴い、各団体等から選出をいただいた全委員を新たに委嘱又は任命をするもので、任期は平成27年6月1日から平成29年5月31日まででございます。

なお、運営委員会につきましては、今年度第1回を7月8日の水曜日に開催をすることとしておりまして、第2回を11月に、また、第3回を来年2月と、年3回開催する予定でございます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

平成 27 年度中学校スポーツ部活動外部指導者の委嘱について

< 学校教育課長 >

磐田市中学校スポーツ部活動外部指導者につきましては、要綱に基づいて、指導教員の不足している種目に対して、学校の外部から指導者を派遣し、部活動の充実を図ることを目的とするものです。平成 26 年度は 21 名でしたが、本年度は 23 名ということで、新規に 6 名指導者が加わりました。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市立図書館協議会委員の委嘱について

< 中央図書館長 >

磐田市立図書館協議会委員の委嘱についてです。この磐田市立図書館協議会委員は、磐田市立図書館条例第 8 条の規程によりまして委嘱するものです。今回は任期満了に伴い委員の委嘱をするもので、任期は 2 年間です。10 名の委員候補につきましては、学校教育関係者 3 名、社会教育関係者 1 名、家庭教育活動関係者 2 名、学識経験者 4 名です。この内、公募による選出は 2 名です。10 名中 6 名が再任、4 名が新任となります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市文化財保護審議会委員の委嘱について

< 文化財課長 >

磐田市文化財保護審議会委員の委嘱について説明します。当審議会委員は、磐田市文化財保護審議会条例の規定に基づき、教育委員会が委嘱することとなっております。その委員の任期が、平成 27 年 5 月 31 日をもって任期満了になることから、今回、新たに委員の委嘱をお願いするものです。委員の任期は、平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの 2 年間です。なお、別紙委員の 10 名、全員が再任を予定しております。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市旧見付学校協議会委員の委嘱について

< 文化財課長 >

磐田市旧見付学校協議会委員の委嘱について説明します。当協議会委員は、磐田市旧見付学校条例の規定に基づき、教育委員会が委嘱することとなっております。その委員の任期が、平成 27 年 5 月 31 日をもって任期満了になることから、今回、新たに委員の委嘱をお願いするものです。委員の任期は、平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの 2 年間です。委員 8 名中、4 名が新任委員の予定ですが、その委員についての情報等を少しお伝えします。1 番目の松野氏は市議会組織再編に伴う議会選出による委員です。2 番目の中澤氏は校長会からの推薦で 2 号委員の学校教育関係者です。4 番目の伊藤氏は 3 号委員の社会教育関係者で地元見付にお住まいで大久保家の末裔でもあり旧見付学校とのつながりも深いことから本委員をお願いしたものです。最後、7 番目の清水氏ですが元小学校教員で歴史にも造詣が深く現在も磐南文化協会の役員を務めており、旧見付学校とのつながりも深いことから本委員をお願いしたものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

(1) 市民活動推進課

磐田市少年補導員の委嘱について御報告いたします。磐田市少年補導員は、街頭補導などを通して不良行為や保護を必要とする少年を発見し、適切な注意・助言を与えることなどにより少年をよりよい方向に導くことを目的に活動を行っております。本年度は 2 年に 1 回の改選期です。磐田市少年補導センター要綱第 4 条の規定によりまして、5 月 22 日の木曜日に少年補導員委嘱式を行いまして、民間有志（自治体推薦）、学校関係者、関係行政機関の職員から新任の 78 名、継続の 50 名の計 128 名を委嘱したことを報告するものです。昨年度につきましては少年補導員が 141 名でありまして、今年度と比較して 13 名の減となっております。この要因としては、昨年度までは公民館の館長を補導員に委嘱しておりましたが、今回からは取りやめとしましたので、その分が減ったということです。なお、任期については平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日ま

での2年間でございます。

< 質疑・意見 >

なし

(2) 幼稚園保育園課

磐田北幼稚園の再築について報告します。市では磐田北幼稚園の再築について継続して検討してまいりましたが、昨年度、市の一定の方向性が出てまいりまして、今年度予算を計上しております。市の方向性としては、磐田北幼稚園の園舎につきましては老朽化や保育室が不足していること、近隣の公共施設を含めた駐車場が不足しているという課題がありまして、それらの抱えている課題を解決するためにどのようにしていくかという点を検討していきました。磐田北幼稚園の園舎につきましては磐田北小学校の敷地内に再築をしていくこと、具体的な再築の場所については磐田北小学校のプールも老朽化してきておりますので、現在ある磐田北小学校のプールのエリア周辺に、プールを改築するとともに園舎を改築する計画で、磐田北幼稚園の園舎の跡地につきましては、周辺の公共施設の共有の駐車場にするという一定の方向性が出てまいりました。そういった方向性が出た中で、昨年度、保護者や地元へ10月の磐田北小学校の学校協議会以降、計4回にわたり説明をしてきました。今年度に入りまして、小学校と幼稚園のPTA総会がございましたので、その際にも時間をいただきまして、説明をさせていただいております。

今年度の具体的な予定については、基本設計の業務委託を考えております。その部分の予算を本年度計上しており、現在準備を進めているところです。これから基本設計業務委託の業者を選定していくこととなりますけれども、新園舎や新プールのエリアを具体的にどうしていくかというゾーニングの部分、また、小学校の教育活動の影響を最小限に抑えるための工程管理を含めた対応をしていくということがございますので、単純に建築設計をしていくということだけでなく、色々多方面で検討していく必要がありますので、入札による選定ではなくプロポーザル方式による業者選定を考えております。金額だけでなく、業者の提案内容や業者の適性などを総合的に判断し、業者選定をしていきたいと考えております。スケジュールとしましては6月10日に公告をし、7月下旬に審査委員会を開催し、業者選定をしていく予定でございます。今年度中に基本設計を完成していきたいと考えております。来年度以降の具体的なスケジュールにつきましては、今年度進めていく基本設計の中で決定していくこととなりますけれども、新園舎での保育開始については平成30年度にスタートできるように進めていきたいと考えております。また、今年度進めていく中で、随時、報告したいと思っております。

< 質疑・意見 >

新園舎の保育開始までかなりの年数がかかるように感じます。

今年度は基本設計、来年度は実施設計を行う予定ですがけれども、小学校の敷地内に入ってくるということで、小学校の教育活動を行っていく中でのプール・園舎の建築になってきますので、どうしても年数がかかってくるということになります。単独で空いて

いる敷地に建築するものではありませんので、そのような要因で年数がかかってくるということになります。そのような条件の中でも、スケジュール的に無理がなく、小学校にも迷惑をかけることが少なくなるような工程を基本設計の中で検討していくこととなり、そのための業者を選定していきたいと考えております。

子どもたちも便利になる訳ですから、プランニングに時間が要したとしても、始まったら速やかに工事を進めていただくようにスピードアップをお願いしたいと思います。今、幼稚園の現場を見ると可哀想で、道路を挟んで先生方も行き来をしていますので、一旦何か起こったら大変なことだと思うのです。何とか早く解消をしていただくようお願いしたいと思います。

小学校の空き教室の部屋をお借りしておりますが、小学校の協力なくしては、幼稚園の保育ができないという現実でありまして、安全面などをトータルで考えると決して良い環境ではないというのは委員の御指摘のとおりですので、この点も考慮しながら、できるだけ早い解消ができるようにしていきたいと思っております。

幼稚園の園児・小学校の児童の両方にとって可哀想だと思うのです。幼稚園の園児は大きい声を出すなど小学校の授業に支障がないように遠慮しているし、小学生の子は幼稚園の子に邪魔になってはいけないと思うし、ある意味では気を使うことを覚えることも大事なのですが、小さい子たちにそういう思いをさせて生活させているということは、本当に大人が早く考えなければならないことだと思います。前にも申し上げていることですが、小学校はランドセルを背負って初めて行くところであり、最初から見ても、大きな校舎・グラウンドだという感動がないと思っております。

できるだけ早い時期での完成を目指し進めていきます。

(3) 教育総務課

先般、平成 27 年 5 月 1 日付けで、文部科学省より「新教育委員会制度への移行に関する調査」と「教育委員会の現状に関する調査(平成 25 年度間)」に関する調査結果及び留意事項が通知されました。「新教育委員会制度への移行に関する調査」については、4 月 1 日からスタートした新教育委員会制度への各地方公共団体における移行状況を調査したもので、主な内容としては、教育長の任命についてですので資料をご参照いただければと思います。次に「教育委員会の現状に関する調査」についてです。教育委員会の活動状況等の実態を明らかにする観点から実施されたもので、平成 25 年度間又は平成 26 年 3 月 1 日の状況をまとめたものです。

本調査の主な内容として、別紙に全国市町村平均と本市の状況を比較いたしました。委員協議会を含む教育委員会会議の開催回数では市町村平均が 15.6 回であるのに対し、本市では 20 回開催しております。また、会議 1 回あたりの開催時間としては市町村平均 1.6 時間に対し、本市では 2.4 時間でした。いずれの結果においても教育委員会の審議の量的把握としては平均以上でした。なお、回数が他市平均以上であることの要因としては、平成 25 年度中に「道しるべ」に関する検討会が行われたことによるもので、本検討会は委員協議会として回数に計上されているためです。また、傍聴者数の状況として

は本市では4人でした。市町村のうち10万～30万人規模では1人から9人の傍聴者の38.3%で最も多い割合であり、範囲として1人から9人と人数の幅はあるものの、本市の状況はほぼ平均的といえます。

また、議事録の作成状況・公表状況・公表方法では、本市では議事録は詳細な議事録を作成しており、ホームページに簡単な議事概要を公表しております。他の市町村の状況では特に小規模の自治体を中心に議事録を公表していない割合が47%と多くなっております。平成27年4月1日に施行された改正法により議事録の作成及び公表が努力義務となりましたが、本市では改正法の内容は既に取り組んでいるところです。

また、教育委員会会議の運営上の工夫については、本調査で調査項目として例示されているもののうち、本市では夕方以降の会議開催、事前勉強会の開催、教育委員からの提案に基づく議題設定、会議開催前の事前資料の配布、教育委員会会議の開催日時のホームページへの告知など、8つの調査項目のうち5つの項目に取り組んでいるところです。特に、教育委員からの提案に基づく議題設定（本市では道しるべの策定）は、市町村では10%ほどしか行われておらず、本市の教育委員会の活性度を示す鍵となる指標であると考えております。以上、今回の調査の主な内容を御説明いたしました。今後は、「教育委員会の現状に関する調査」の内容を分析し、本市の教育委員会活動が全国的に見てどのように位置づけられてくるのかを把握することなど、分析結果を今後の教育委員会での活性化を図るうえでの基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校給食管理室

豊田と豊岡の学校給食センターにつきましては、本年7月末をもって委託期間が満了するため、4月21日に豊田で、4月22日に豊岡でそれぞれ業者説明会を開催し、豊田の説明会には4社が、豊岡の説明会には5社が参加をした旨、4月の定例教育委員会において報告をさせていただきましたが、説明会に参加した業者から、5月15日を期限に企画提案書の提出を求めたところ、豊田は4社中1社から、豊岡は5社中1社から提出がありました。このため、「委託業者選考審査会設置要領」に基づき、市の栄養士をはじめ、学校給食センター長や県の栄養教諭など9名の委員により、第一次審査として、衛生管理や安全対策、調理員等の配置体制などについての書類審査を6月2日に豊田で、6月4日に豊岡でそれぞれ開催をいたします。また、第二次審査であるプレゼンテーションを豊田と豊岡ともに7月1日に開催し、委員には、教育部長のほか、教育委員会の関係課長及び幼稚園保育園課長、小中学校長及び園長の代表者、また、学識経験者として県西部健康福祉センターの健康増進課職員及び管理栄養士など11名により審査を行い、委託業者を決定いたします。

< 質疑・意見 >

見積を提出した業者は、毎年同じ業者でしょうか。

業者委託期間が満了する際に募集をしますと、説明会には4～5社、昨年の大原学校

給食センターは7社出席をしましたが、実際に企画提案書を提出したのは、豊田学校給食センターも豊岡学校給食センターいずれも1社だけとなりました。これはいずれも今委託を受けている業者となります。豊田学校給食センターは今回で3回目となるのですがいずれも同じ業者であり、豊岡学校給食センターは今回2回目の選定となりますが前回と同じ業者でした。結果的にはそのような形になっています。大原学校給食センターの場合、選考審査会のプレゼンに2社参加しました。一次審査・二次審査の結果、点数の高い方を委託業者として選定しました。契約期間は5年間になります。

業者が受託するにあたって、業者側で初期投資をする部分はありますか。

施設に関するものにつきましてはすべて市で対応しておりますが、消毒の関係であるとか職員が使う物品等は業者に準備をしていただくこととなっています。なお、本委託では調理と洗浄を委託する形になります。

説明会に参加した業者がすべて辞退となった場合はどのようになりますか。

この間の浜松市の事例もありますので、我々も心配はしていた訳ですが、大原学校給食センターでは50名近く、豊田学校給食センターでは30名近くを雇わなければいけません。説明会に参加した業者は、当然実績はあるのですが、浜松市の業者の時のように、磐田市でそれだけの人数を確保しないといけない訳ですが、それは栄養士だけでなく、調理師、ボイラー技士も入れていく内容に入っていますので、今、受託している業者は、最低でもその人数は確保できております。実際は募集をかけても、集まりにくい状況にあるということは聞いております。

せっかく、説明会の第1募集の中に入っていて、2次募集のときに止められているというのが今の御説明だとはじめからわかっている話になってしまいますので、栄養士、調理師、ボイラー技士が必要という理由がわかっている説明会に参加して、あえて引かれる理由がよくわかりません。

見積もり合わせだけだと金額だけの比較になってしまいますので、磐田市では金額だけでなく、審査内容として一般によくある衛生管理状況や災害が起きたときにセンターを開設して業者さんが協力してくれるという点なども提案をお願いしておりますので、そういう点で前向きな提案を示されている業者さんを評価していく形になると思います。

前回のときに第三者契約をするとなっていたのですが、応募してきた業者が1者しかない場合、どのようになるのでしょうか。

提案書を御提出いただく際には、第三者契約先も示していただいて、相手方の了承も得ることを条件としておりますので、途中の委託期間中に何かあれば、第三者契約先が対応することとなっています。

5年間というのは何か理由があるのですか。

過去には3年間としていた時期もあったのですが、全国的に学校給食の委託は短期間で変えるのではなくて5年間とするのが主流になってきておりますので、磐田市でも前回の大原学校給食センターから委託期間を5年間としております。

(5) 学校教育課

5月の重点事項のうち実施済事業です。小中一貫教育コーディネータ研修会では、竜洋中学校区の「竜洋学府」、城山中学校区の「よつば学府」、神明中学校の「みやのもり学府」の3学府の試行が始まりました。7学府が本格実施であり、全ての10学府で小中一貫教育がスタートしたということになります。今回はこの研修会において、試行を行う学府コーディネータが中心になりまして、既に実施している学府のコーディネータに対して様々な疑問点を投げかけることから研修会をスタートし、各学府での情報交換を行いました。本市の小中一貫教育の特徴としては、学府・中学校区に主体性を委ねている部分があります。そういう中から、各教員・校長等が地域の実情に応じて、特徴的な教育を展開し始めてきていると思います。あわせて、当初、小中一貫教育は負担感があると答えていた数が多かった訳ですが、効果が少しずつ見えてきたことによって、この方式は進めるべきだという認識が高まりつつあるという現状があります。今年度一年間かけて今年度試行校が来年度の本格実施に向けて準備できるように進めてまいりたいと考えております。また、学力向上委員会では、全国学力・学習状況調査において小学校の成績に課題が出たときに立ち上げた委員会です。そのときには、短期的な取り組みということで、テスト等の問題について子どもたちに対してどのように解決していくかという観点で進めてきた訳ですが、いよいよ中長期的な取り組みということで、学力を向上させるためには毎日の授業の充実であるということで、前文部科学省調査官の樺山先生を招き、授業づくりに関する研修会を行いました。樺山先生におきましては、昨年度も来ていただいて、磐田市の実情も踏まえながら話をしていただきました。2学期には、田原小学校で授業を見ながら、授業づくりをどのように考えるかなど具体的な御指導をいただけるということで期待をしているところです。また、予定事業である教科・領域等指導員研修会について、学力向上委員会と繋がっておりまして、授業づくりに向けて、静西教育事務所西澤指導主事を招いて研修会を進めていきたいと思います。さらに、6月4日に劇団四季の「こころの劇場」を開催します。平成24年からこの事業を行いまして4年目になります。希望制ということで、小学校17校・1,277名が鑑賞をする予定でございます。劇団四季の無料招待であり、会場までの文化会館まで行くまでは学校の負担となります。

< 質疑・意見 >

なし

(6) 中央図書館

はじめに、平成26年度磐田市立図書館事業報告をさせていただきます。開館日数については、豊田図書館において耐震補強工事期間内に、展示室等での一部開館対応もいたしましたが、完全休館の期間がありましたので、前年度よりも開館日数の減となっています。利用状況につきましては、中央、竜洋図書館が前年度に比べて増加、福田、豊田、豊岡図書館は減少となっています。これは、平成25年度に竜洋図書館が耐震補強工事のために大幅な減であったため、平成26年度は平成25年度に比べると増加しています。

また、豊田図書館は耐震補強工事のために減っており、中央図書館はその影響もあり増加しています。入館者数は5館合計で599,461人、貸出利用者数は338,571人、貸出点数は1,306,374点です。新たな利用者としては、3,377人が新たに図書館カードを作成していただきました。サービスの利用状況は、所蔵予約、リクエストを合わせて115,723件でした。内訳は記載してありませんが、来館予約は減少しインターネットによるWEB予約が増えている状況にあります。また、レファレンス件数が中央図書館で大幅に増加しているのは、レファレンス業務の周知に努めたことやレファレンスカウンターを専用に設けていることから、固定の利用者や、市内外からの調査依頼が増えていることが要因と考えられます。その他事業としては、おはなし会や講演会等の参加人数はそれぞれ周知に努めたこともあり、昨年度に比べて増加しました。事業報告は以上です。教科書センター教科書展示の実施日は、県の教育委員会からの正式通知により、6月5日から7月5日までの期間といたします。なお、磐田市では中央図書館において法定展示期間の終了後も開架スペースにおいて教科書の常設をしております。

次に、実施済み事業の「いわたデジタルアーカイブ」公開開始についてですが、磐田市立図書館では平成23年度から電子書籍や電子図書館についての調査・研究を重ねてきましたが、平成26年度から図書館や文化財課が所蔵する郷土資料のデジタル化作業に着手しました。デジタル化の目的は、資料の劣化を防ぐための保存の目的と、一般に公開していない資料を自宅に居ながらにして、多くの人に見ていただくことです。特に、「赤松文庫」の中には貴重書もありデジタル化して公開していくことは、図書館として重要な事業であると考えています。図書館のHPの枠を使って、「いわたデジタルアーカイブ」と表題をつけて5月1日からWEB上で公開することとなりました。今後も、郷土資料のデジタル化事業は継続して推進していく計画です。

次に、予定事業ですが、「茶の間ひととき読書講演会」を6月12日（金曜日）に開催します。小学3年生の親子を対象とした「茶の間ひととき読書運動」の支援事業であり、聴講することにより、保護者の方を中心に、茶の間読書活動の必要性の認識や活動を推進していく原動力にしてもらいたいと考えています。昭和41年6月に市内2つの小学校から始まった茶の間読書運動が、今年度には50年目を迎えることになり、また、磐田市合併10周年記念事業として位置付けてこの講演会を開催します。毎年参加者からの満足度の高い、元静岡大学教育学部非常勤講師の滝井なみき氏を講師に迎え、「親子読書で楽しい子育て」と題して講演していただきます。最後になりますが、お手元に本日チラシも配布させていただきましたが、6月27日（土曜日）に、郷土資料のデジタル化の公開を記念して、「全国発信！いわたデジタルアーカイブ 郷土資料と赤松文庫の魅力を探る」と題して、電子化の特性や郷土資料の魅力等についての講演会を開催します。講師は、昨年度に国立国会図書館において電子書籍の研修も受講し、郷土の歴史に詳しく、赤松文庫の担当の中央図書館図書グループの木村主任がつとめる予定です。

< 質疑・意見 >

なし

(7) 文化財課

月例報告を行います。実施済事業のうち、重点事項について、「旧見付学校を知ろう」についてですが、旧見付学校は今年の8月で校舎落成140周年の節目の年となります。多くの市民にもっともっと旧見付学校を知って頂きたいことと、新たなボランティアの掘起しと確保を目的として、隔月に開催していくものです。

次に、予定事業ですが、重点事項について、「国分寺まつり」についてですが、恒例となりました国分寺祭りは、関係団体が組織する実行委員会が主催するもので、本年度で10回目となり、合併10周年を祝う企画となっています。文化財課としては、本イベントが開催されるのを受け、例年、文化財課ブースを設置し、国分寺に関する遺物の展示や書籍等の紹介、本庁6階の議場からの展望ツアーなどを行っています。6月13日(土)是非、ご覧になって頂きたいと思います。6月2日から今年度いっぱいまでの10ヶ月間、旧見付学校において140周年記念と合併10周年に合わせた特別企画展を開催します。内容は、「磐田の小学校～今むかし」と題し、パネルによる写真展示を中心に市内全小学校を紹介するものです。是非お運び頂きたいと思います。

< 質疑・意見 >

実施予定事業の本多静岡大学名誉教授案内はどのような事業でしょうか。

東海道宿駅会議が見付で行われ、そのシンポジウムで本多静岡大学名誉教授に講演をお願いしているものですから、事前に御案内するものです。